海外版 パナファミリー傷害保険

割引率※

約**59**%_{適用}

団体総合生活補償保険 (標準型)

海外勤務の皆さま向けに 設計された商品です

日本国内とは異なる海外の事情をふまえ 万一の事故に備えてご加入をおすすめいたします

くお<mark>知</mark>らせ>

●2022年度に適用する割引率は約59%(前年度約65%)に変更となります。 【変更理由】組織変更等により、パナファミリー傷害保険の被保険者数が減少し、損害率による割引率が35%(前年度は45%) に変更となったためです。

<募集要領>

○保険期間 : 2022年8月1日午前0時~2023年8月1日午後4時までの1年間 (日本時間)

ただし翌年度以降も引き続きご加入の場合、本加入内容の適用は2023年7月31日午後12時までとし、

翌日午前0時から翌年度加入内容での適用となります。

○申込締切日 : 2022年5月27日(金)

○保険料払込方法 : 2022年8月以降 毎月給与控除

新規加入 変更

続

方

法

継続停止 の場合 ■EPOCH入力の場合 加入申込票の送付は不要

■加入申込票の場合

2022年5月27日(金)までにパナソニック保険サービス(株)へ送付してください

〒540-6202 (ポストNo.619-02S)

大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号 OBPパナソニックタワー2階 パナソニック保険サービス株式会社 業務部 《海外より送付いただく場合》

Panasonic Insurance Services Japan Co., Ltd. Personal Lines Personal Lines Planning Department Business Administration Section 2F OBP Panasonic Tower, 2-1-61 Shiromi, Chuo-ku, Osaka City 540-6202, Japan

継続加入 の場合

■手続きは不要

<自動継続の取扱いについて> 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年のご加入の内容に 応じたタイプ・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

※割引率は、団体割引(30%)、損害率による割引(35%)、大口契約割引(10%)を連乗で適用しています。 ただし「携行品損害補償特約」「日常生活賠償特約」については、団体割引(30%)、損害率による割引(35%)を適用しています。

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

パナソニックホールディングス株式会社

〔代理店〕パナソニック保険サービス株式会社

基本補償

傷害死亡·後遺障害補償

ケガによる、死亡・後遺障害保険金を お支払いします。

*海外版パナファミリー傷害保険には入院・通院の 補償はありません。

<事故例>





交通事故

飛行機事故

(基本補償) 保険金額と保険料

○個人加入タイプ

(1口あたり)

傷害死亡・ 後遺障害保険金額 830万円

月払保険料

420円

加入限度口数:10口

(15才未満:6口)

○家族加入タイプ

(1口あたり)

1,080万円 本人 傷害死亡・ 400万円 配偶者 後遺障害 保険金額 200万円 親族 月払保険料 860円

加入限度口数:8口

追加特約

①携行品の補償

②賠償責任の補償

外出中の携行品の 盗難・破損事故等を 補償します。

<事故例>



盗難事故

- 紛失は補償対象外です
- ・居宅住居内での損害補償は対象外です
- ・盗難の場合、警察への届け出が必要です

賠償責任事故を 補償します。

<事故例>





自転車事故

漏水事故

1 億円

70円

携行品損害補償特約の保険の対象に含むもの

例)カメラ、衣類、眼鏡、補聴器、携帯電話・PHS・ノート型パソコン・その他の携帯式 パソコン・タブレット端末 等

(追加特約)保険金額と保険料

○追加特約のみでのご加入はできません、基本補償と併せてお申込みください

○個人加入タイプ

携行品損害 保険期間通算で 30万円限度* 保険金額 180円

加入限度口数:1口 自己負担額:3,000円

月払保険料

*1個、1組または1対につき10万円が限度 となります。ただし携行品の対象により 保険金のお支払額が異なります。詳細は 「保険の概要(3~4ページ)」をご覧ください。

加入限度口数:1口

日常生活賠償

保険金額

月払保険料

個人加入タイプ、家族加入タイプの両方に

セットすることはできません。 いずれかのタイプにセットしてください。

○家族加入タイプ

携行品損害 保険期間通算で **30万円**限度* 保険余額

280円 月払保険料

加入限度口数:1口 自己負担額:3,000円

*1個、1組または1対につき10万円が限度 となります。ただし携行品の対象により 保険金のお支払額が異なります。詳細は 「保険の概要(3~4ページ)」をご覧ください。

日常生活賠償 1 億_円 保険余額 月払保険料 70円

加入限度口数:1口

個人加入タイプ、家族加入タイプの両方に セットすることはできません。

いずれかのタイプにセットしてください。

(注) 追加特約をセットされる場合で、補償内容が同様の保険契約 (団体総合生活補償保険契 約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他 にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による 損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか 方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。 補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否をご判断のうえ、ご加入ください。

加入資格: この保険のお申込人となれる方(申込み手続きをされる方)はパナソニックホールディングス株式会社およびパナソニックホールディングス株式会社の関係会社*1の役員、社員、常勤嘱託*2、雇員、定時社員、定年再雇用嘱託(常勤)、パート(スペシャリストは加入不可)に限ります。

※1対象となる関係会社の範囲についてはパナソニック保険サービス株式会社までお問い合わせください。

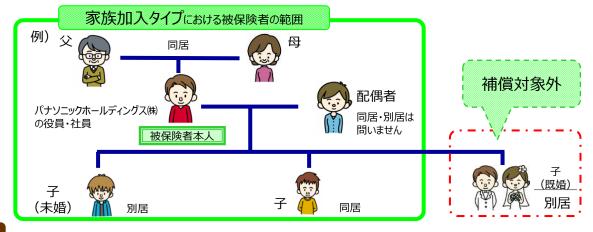
被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、個人加入タイプ・家族加入タイプごとに異なります。下記をご覧ください。

※2常勤嘱託は個別の契約により異なります。

被保険者(補償の対象者)の範囲について

基本補償

- 個人加入タイプ:加入申込票またはEPOCH申込み手続き画面(以下「加入申込票等」)に「被保険者本人」として記名された方1名が被保険者となります。
 - ●個人加入タイプで被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、お申込人本人およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹 および本人と同居している親族)です。申込人となれる方については上記「加入資格」をご参照ください。
 - (*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 家族加入タイプ:加入申込票等に「被保険者本人(申込人本人)」として記名された方に加え、次の関係 の方が自動的に被保険者となります。
 - (a) 本人の配偶者
 - (b) 本人またはその配偶者と同居の親族 (注1)
 - (c) 本人またはその配偶者と別居の未婚 (注2) の子
 - ※同居・別居の別および続柄は保険始期日時点または保険金支払事由発生の時(ただし、配偶者については保険金支払事由発生時点)に おけるものをいいます。
 - (注1)「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
 - (注2)「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
 - ●家族加入タイプで被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方はお申込人本人に限ります。お申込人となれる方については上記「加入資格」をご覧ください。(*)加入申込票等の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。



追加特約



携行品の補償

■ 個人加入タイプ:加入申込票等に「被保険者本人」として記名された方1名が被保険者となります。

■ 家族加入タイプ:基本補償の「家族加入タイプ」と同じ。

② 賠償責任の補償

〔個人加入タイプ、家族加入タイプともに〕

加入申込票等に「被保険者本人」として記名された方に加え、次の関係の方が自動的に被保険者(補償の対象者)となります。

- (a) 本人の配偶者
- (b) 本人またはその配偶者と同居の親族 (注1)
- (c) 本人またはその配偶者と別居の未婚 (注2) の子
- (d) 本人および (a) から (c) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 (注3)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
- ※同居・別居の別および続柄は保険始期日時点または保険金支払事由発生の時(ただし、配偶者については保険金支払事由発生時点)に おけるものをいいます。
 - (注1)「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
 - (注2)「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
 - (注3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

■保険の概要■ <団体総合生活補償保険(標準型)>

其太補償

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

Z-T-TIDISC			
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害 死 亡 保 険 金 ★傷害補償 (標準型) 特約		傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人は法定相続人にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ
傷害保険金 傷害後遺障 傷保★傷(標準型) 特約	からその日を含めて180日 以内に後遺障害*が発生した場合	 傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会めて181日目における医師※の診断に基ゴき後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金額が限度となります。 	 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ 入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎・別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガなど(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 (家族型への変更に関する特約をセットする場合(家族加入タイプの場合)> 上記に

追加特約

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携 行 品 損 害金 大護行品 検 大護行約 (共 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	保険期間中の偶然な多い。 (本生のは、 (本生のは、 (本生のは、 (本生のは、 (本生のは、 (本生のは、 (本生のは、 (本生のは、 (本生のは、 (本生のは、 (本生のは、 (本生のは、 (本生のは、 (本生のは、 (本生のは、 (本生のは、 (本ので、 (本生のは、 (本ので、 (本生のは、 (本ので、 (本生のは、 (本ので、 (本生のは、 (本ので、 (本生のは、 (本ので、 (本生のは、 (本ので (本ので (本ので (本ので (本ので (本ので (本ので (本ので	損害の額 - 免責金額* (1回の事故につき3,000円) (注1) 損害の額は、再調達価額*によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、30万円が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険理類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償	 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族※の故意による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ● 近権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失とよる損害。たかし、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害を核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害

●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

●「個人加入タイプ」には「被保険者の範囲の変更に関する特約(本人型または夫婦型用)」、「家族加入タイプ」には「家族型への変更に関する特約」「被保険者の範囲の変更に関する特約(家族型への変更に関する特約用)」がセットされているため、被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「1.(1)商品の仕組み」に記載のとおり変更します。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	
日常生活賠償 米日常生活賠償 特約	①保険期間中の次のアまたはイの偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合。②日本国内において保険期間中の次のアまたはイの偶然な事故により、誤って緑路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合ア・被保険者の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故イ・被保険者の日常生活に起因する偶然な事故イ・被保険者の日常生活に起因する偶然な事故(*1)電車、気動車、モルール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。(*2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。(*3)敷地内の動産および不動産を含みます。(注)被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督務者・監督する方(責任無能力者の名親等内の血族、配偶者に対力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者に対現等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者と同る。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する 法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を 命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害 金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害 賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある 場合は、その価額 - 免責金額* (0円) (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金 額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらか じめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害 の発生または拡大を防止するために必要ま たは有益であった費用、示談で渉費用、	●保険契約者、被保険者またはごれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物(賃債責任) ●他人から借りたり預かったりした物(賃債責任) ●被保険者の責害する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を身体きます。)が業務損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事中に償債責任)を改きます。が業務損害賠償責任 ●被保険者を担因する損害賠償責任 ●が発きます。)が業務損害賠償責任 ●が発きます。)が業務損害賠償責任 ●が発きます。)が業務損害賠償責任 ●が表きます。)が、業務費責任のできたのでは、表のでは、表のでは、表のでは、表のでは、表のでは、表のでは、表のでは、表	
【※印の用語のご				
医学的他覚所見のな	いしい。等によりその根拠を客観的に証明することがで	っても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨尿 きないものをいいます。	末検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査 	
医師	被保険者以外の医師をいいます。			
競技等	競技、競争、興行 ^(*) または試運転をいいま (*) いずれもそのための練習を含みます。	競技、競争、興行 ^(*) または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 (*)いずれもそのための練習を含みます。		
頸(けい)部症候群	_			
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状 (*) を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。			
後遺障害	治療*の効果が医学上期待できない状態でる 至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます 見のないもの*を除きます。	治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。		
誤嚥 (えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入るご	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。		
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保ます。なお、再取得に必要な額は、被害物を	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。		
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。			
酒気帯び運転	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の勢	★止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等 [∞]	を運転することをいいます。	

免責金額 補償対象外となる運動等

乗用具

親族 その他の変乱

治療

溺水

配偶者

未婚

・山岳登はん ^(*1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(*2) 操縦 ^(*3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(*4) 搭乗、ジャイロプレーン搭 (*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは 含みません。)をいいます。 (*2) グライダーおよび飛行船は含みません。 (*3) 職務として操縦する場合は含みません。 (*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。 対象をなる職業

支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一である

- 補償対象外となる職業

外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。

が婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

水を吸引したことによる窒息をいいます。

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

補償対象外となる主な「携行品」

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

#償対象外となる主な「携行品」 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自 転車・パンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、株券、有価証券 (乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレシッ トルート、ローンカード、ブリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿と、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設 計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)・帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲 章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、など

[ご注意いただきたいこと]

●この保険はパナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。

被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い 込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会 社は返還保険料を保険契約者に返還します。

く保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- ●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類 (*1) をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認 (*2) を終えて保険金をお支払いします。 (*3)
- (*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。 【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書・・引受保険会社所定の同意書・・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
- ・引受保険会社所定の診断書・・診療状況申告書・・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
- ●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原 則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償 額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

く示談交渉を行うことができない主な場合>

- へいたスクを行うことができない上々物ロッ ○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- ○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ●追加特約の携行品損害保険金のお支払い対象となる盗難事故が発生した場合、必ず警察に届け出てください。

<代理請求人について>

- ●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (*) 等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細はパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。
 - (注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (*)」
 - ② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
 - ③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「上記①以外の配偶者 (*) 」または「上記②以外の3親等内の親族」
 - (*) 法律上の配偶者に限ります。
- ●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。 あらかじめご了承ください。
- ●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また三井住友海上は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は三井住友海上火災保険株式会社(幹事保険会社)、東京海上日動火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社となります。 (なお、引受保険会社は2022年1月1日現在のものであり、引受保険会社および引受割合は今後変更することがあります。) 詳細は、パナソニック保険サービスにお問い合わせください。
- ●保険期間途中でのコース変更・解約の取扱い
 - 原則、申込日(毎月10日締切)の属する月の翌々月1日が変更日または解約日となります。(中途加入後、保険期間内に解約される場合は翌月1日が解約日となります。)
 - 斉募集期間以外はEPOCHでのお手続はできませんのでパナソニック保険サービス株式会社までお申し出ください。
 - ・以下の場合は、解約できます。
 - ① 退職をした場合 ② 家族加入タイプで記名被保険者本人死亡の場合 ③ 労使間の協定による休暇の場合 ④帰国された場合・コースの変更は必要に応じてしていただくことができます。
 - 単身で赴任後に家族帯同となった場合など
- ●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
- 日本はの一部のインストでは、「ないのなっ。 損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保 険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))

- ●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- ●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。
- ●パナソニック保険サービス株式会社は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、パナソニック保険サービス株式会社と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

①この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等 に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって加入タイプをお選びい ただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日 常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲によってセットされる特約は次のとおりです。

	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 (-:被保険者の対象外)		
	本人 (*1)	配偶者	親族 ^(*2)
個人加入タイプ (特約セットなし)	0	_	_
家族加入タイプ (家族型への変更に関する特約)	0	0	0

- ② 日常生活賠償特約の被保険者の範囲は、次のとおりとなります。
 - (a)本人(*1)
 - (b)本人(*1)の配偶者
 - (c)親族^(*2)
 - (d)(a)から(c)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*3)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
- (*1) 加入申込票等の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (*2) 次のいずれかの方をいいます。
 - ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内 の血族および3親等内の姻族
 - ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
- (*3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注) 同居・別居の別および続柄は保険始期日時点または保険金支払事由 発生の時(ただし、配偶者については保険金支払事由発生時点)に おけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場 合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険の概要」のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額 「保険の概要」をご参照ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合 (主な免責事由) 「保険の概要」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保 険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「保険の概要」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に 基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、「募集要領」および加入申込票等にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」 くご契約の引受範囲> くご契約の引受範囲外>をご参照ください。また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、「保険金額と保険料」の保険金額欄および普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして 適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険 金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては「保険金額と保険料」および加入申込票等の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「募集要領」をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が 割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際して解約返れい金は発生しません。始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、 ご加入くださいますようお願いいたします。
- ●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、パナ ソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。
- ●パナソニック保険サービス株式会社は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、パナソニック保険サービス株式会社と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険はパナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務·通知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- ■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、パナソニック保険サービス株式会社には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票等に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票等の記載内容を必ずご確認ください。 【告知事項】
- ① 被保険者 (*)の「職業・職務」
 - (*) 家族加入タイプの場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
- ② 他の保険契約等(*)に関する情報
 - (*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保 険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、 他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含 みます。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくパナソニック保険 サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、 保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の <ご契約の引受範囲外> に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

くご契約の引受範囲>

下記以外の職業

くご契約の引受範囲外>

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自 転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。) 競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロ レスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■ご加入後、申込人の氏名などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が 必要となります。ただちにパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会 社までご連絡ください。

(3)その他の注意事項

- ■同種の危険を補償する他の保険契約等 (*) で、過去3年以内に合計して5 万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保 険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
 - (*) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償 保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他 の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- ■保険金受取人について

保険金	傷害死亡 保険金	・傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人に お支払いします。
受取人	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
 - ①この保険契約 (*) の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する 行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の 反社会的勢力に該当する場合
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、 保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約 (*) の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約 (*) の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

- (注) 家族加入タイプにおいては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次の a .または b .いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合には b .によるものとします。
 - a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
 - b.この保険契約 (*) を解約すること
- (*) 保険契約
- その被保険者に係る部分に限ります。
- ■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する 他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(標準型)	自動車保険
日常生活賠償特約	日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料は、「募集要領」記載の方法により払込みください。「募集要領」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「保険の概要」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通 保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので ご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に 保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとし たてと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保 険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の 存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、「募集要領」記載の方法により払込みください。「募集要領」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者(家族加入タイプにおいては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお申出ください。また、この保険はご加入の脱退 (解約)に際して解約返れい金は発生しません。

始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

(経営破綻した場合等の保険契約者の保護について)

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況 の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが 一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

9ページおよび10ページをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店】

パナソニック保険サービス株式会社

住所 〒540-6202

大阪市中央区城見2丁目1番61号 ツイン21

OBPパナソニックタワー2階

TEL: +81-(0)6-6949-4573

eメール: pisj_hoken@ml.jp.panasonic.com 営業時間: 平日 9時~17時30分(日本時間)

(土日・祝日・年末年始・夏季休暇等、当社休業日は除く)

社会情勢・行政からの要請等により、営業時間が変更になる場合がございますのでご了承願います。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277 (無料)

電話受付時間:平 日 9時~18時

土日·祝日 9時~17時

(年末年始は休業させていただきます。)

インターネットでのお問い合わせは下記URLよりご連絡ください。 https://www.ms-ins.com/contact/inquiry.html

万一、事故が起こった場合は

遅滞なくパナソニック保険サービス株式会社または下記にご連絡ください。

<国内から>

●24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」0120-258-189 (無料) 事故は いち早く



事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。 インターネット事故受付サービス

「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから

- ※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。 <海外から>
- ●三井住友海上連絡先

TEL: +81-(0)6-6233-1525 (有料) 受付時間: 平日 9時~17時 (日本時間)

(土日・祝日、年末・年始は休業させていただきます。)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕0570-022-808

- ・受付時間[平日 9時15分~17時 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

個人情報の取扱いについて《パナソニック保険サービス》

当社の個人情報に関するお取扱いについて

パナソニック保険サービス株式会社 個人情報保護管理者 情報システム部

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連 法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう、従業 員等への教育・指導を徹底し、適正な取扱いに取り組んでまいります。また、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応し、当社の個人情報の取扱いおよび 安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

お客さまにおかれましては、下記にご同意のうえ、保険申込みや各種お問い合わせ、あるいはアンケート等にご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ、公正な手段により個人情報を取得します。なお、電話応対時において、お問い合わせ内容などの正確な把握や電話 応対品質向上のために、通話を録音させていただく場合があります。

個人情報の利用目的

当社は、下記の損害保険会社、生命保険会社および少額短期保険業者から業務の委託を受けた代理店であり、取得した個人情報を当該業務の遂行に必要な 範囲で利用します。

また、下記の各社の商品およびこれらに付帯・関連するサービスのご提供、保険代理店業務のサービス品質向上のために利用させていただくことがあります。以上の範 囲で利用し、その他の目的に利用することはありません。上記の利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面等によりご通知し、又はホー ムページへの掲載などの方法により公表します。なお、お問い合わせによるお客さまからご提供いただきました個人情報につきましては、お問い合わせに対するご回答を 差し上げる目的のために利用し、それ以外には一切利用いたしません。 各社の個人情報の利用目的は、各社のホームページに記載してあります。

記

<損害保険会社>

- •三井住友海上火災保険株式会社
- •東京海上日動火災保険株式会社
- ・損害保険ジャパン株式会社
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・セコム損害保険株式会社
- •共栄火災海上保険株式会社
- ·A I G損害保険株式会社
- ・セゾン自動車火災保険株式会社
- ・アクサ損害保険株式会社

<生命保険会社>

- ・三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- ・東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- ・SOMPOひまわり生命保険株式会社
- ・アフラック生命保険株式会社
- <少額短期保険業者>
- ·SBI日本少額短期保険株式会社
- ・ジャパン少額短期保険株式会社
- ·株式会社justInCase
- ・東京海上ミレア少額短期保険株式会社
- ・東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
- ·Mysurance株式会社

採用・募集活動応募者、従業員、退職者に関する個人情報については、以下の範囲で利用し、その他の目的に利用することはありません。以下の利用目的を変更 する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面等によりご通知し、又はホームページへの掲載などの方法により公表します。

- (1) 採用・募集活動応募者への情報提供および連絡、その他採用・募集活動に関連する利用
- (2) 従業員・退職者への情報提供および連絡など

3. 個人データの安全管理措置

当社は、取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止、その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱い規定等の整備および実施体制の整備 等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的達成に必要とされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

個人データの第三者への提供

当社は、個人データを第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得る ことにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

また、個人データを第三者に提供した場合、あるいは第三者から取得した場合、法令等で定める場合を除き、提供・取得経緯等の確認を行うとともに、提供先・提供 者の氏名等、法令で定める事項を記録し、保管します。

5. 個人情報の委託

当社は、利用目的を達成するための必要な範囲で業務委託することがあります。この場合においても、個人情報保護の体制を整備した委託先を選定し適切な管理 をいたします。

6. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報(人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報などをいいます。)ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医 療および性生活に関する情報(以下、「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を 取得、利用又は第三者提供する場合
- (6) 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- (7) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場

7. 当社に対するご照会、ご相談および苦情について

下記窓口にお問い合わせください。

ご照会者がご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承願います。また、当社の個人情報の取扱いに関するご相 談や苦情につきましても、下記窓口までご連絡ください。

8. 個人情報の開示、訂正等のご請求

当社の開示対象個人情報に関する開示、訂正等又は利用停止等に関するご請求につきましては、当社が適切に対応いたします。 保険会社等からの委託業務に関わる個人情報につきましては委託元に、団体等に帰属する個人情報につきましては帰属元にお取り次ぎいたします。また、当社の開 示対象個人情報とは、採用応募に関する個人データ、安全運転講習会のアンケート等です。なお、開示等の請求等の申出先、様式、請求等の方法、手数料等につ いては、以下のURLを参照してください。 (https://panasonic.co.jp/pisj/info/info05.php)

9. 個人情報提供の任意性

当社への個人情報の提供はあくまで任意です。ただし、個人情報の提供をいただけない場合は、前記2.個人情報の利用目的に記載の業務が当社ではできなくな りますのでご注意ください。

> 【個人情報に関するお問い合わせ窓口】 パナソニック保険サービス株式会社 CS部 〒540-6202 大阪市中央区城見2丁目1番61号 ツイン21 OBPパナソニックタワー2階

TEL: 06-6949-4563 eメール: pisj cs@ml.jp.panasonic.com

営業時間:平日 9時~17時30分 (土日・祝日・年末年始・夏季休暇等、当社休業日は除く)

ご 加 入 内 容 確 認 事 項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載のパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項の ご説明でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否を ご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料·保険料払込方法

2. 加入申込票等への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票等に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

・加入申込票等の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?

「年令」欄は保険始期日(2022年8月1日)時点での満年令をご記入ください。

- *ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- ・加入申込票等の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
- ・被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか?
- 3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出またはEPOCHへの入力が必要ですのでご確認ください。
 - ・この保険制度に新規加入される場合
 - ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合 (被保険者の変更、補償内容の変更 など)
 - ・既にご加入されているがご継続されない場合

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

② 提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定し ます。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払 いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、 損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等 (海外にあるものを含む) に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(https://www.ms-ins.com)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

- ·三井住友海上火災保険株式会社:https://www.ms-ins.com
- ·東京海上日動火災保険株式会社:https://www.tokiomarine-nichido.co.jp
- ・損害保険ジャパン株式会社:https://www.sompo-japan.co.jp
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社: https://www.aioinissaydowa.co.jp

海外版パナファミリー傷害保険

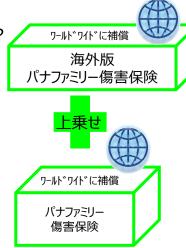
★ O 1 : パナファミリー傷害保険に入っています。

海外へ転勤になりました。海外版パナファミリーにも入れますか?

A 1:はい、ご加入いただけます。

パナファミリー傷害保険は、賠償事故についても日本国内外を問 わず(一部を除く)補償いたしますが、日本国内とは異なる海外 の事情をふまえ、万一の事故に備えてこの海外版パナファミリー 傷害保険での上乗せ補償※をおすすめいたします。

※パナファミリー傷害保険に加入されていない方につきましても 海外版パナファミリー傷害保険のみの加入も可能です。



★ O 2 : パナファミリー傷害保険と違う補償はありますか?

A2: 追加特約の「携行品の補償」は、海外版パナファミリー傷害保険のみご加入いただける補償です。 パナソニックグループ独自に制度設計されているため、メガネ・スマホ・ノートPCなどもワイドに補償され

海外版パナファミリー傷害保険には入院・通院の補償はありませんので、日本国内外の入通院も補 償対象となるパナファミリー傷害保険とセットでの備えをおすすめいたします。

★ O 3 : 帰国が決まりました。海外版パナファミリー傷害保険に加入している場合、何か手続きが 必要ですか?

A3:海外版パナファミリー傷害保険はパナソニックホールディングス株式会社が海外勤務をされる方に用 意した保険制度です。ご加入後、帰国される場合には解約(脱退)の手続きが必要になりますの で、すみやかにパナソニック保険サービス株式会社にご連絡ください。

(毎月10日が締切となり、翌々月1日が解約(脱退)日となります。)

くご連絡・お問い合わせ先>

<代理店>

パナソニック保険サービス株式会社

住所 〒540-6202

大阪市中央区城見2丁目1番61号 ツイン21 OBP パナソニックタワー2階

TEL: +81-(0)6-6949-4573

eメール: pisj_hoken@ml.jp.panasonic.com 営業時間:平日 9時~17時30分(日本時間)

(土日・祝日・年末年始・夏季休暇等、当社休業日は除く)

社会情勢・行政からの要請等により、営業時間が変更になる場合がございますのでご了承願います。

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社(幹事保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社

損害保険ジャパン株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

A21-200530 使用期限: 2023.8.1